

兵庫県産木材利用促進特別融資制度のご案内

貸付利率が 短期プライムレート
2 の運転資金です

各金融機関における貸付時の利率が適用となります。

県産木材の利用を進められている方（取扱量のある方）が対象の短期の運転資金です。
(上限5,000万円、償還1年以内)

資金については、金融機関を通じての融資となります。
(保証、担保については金融機関の定めるところによります)

また、以下の条件を満たすことが必要です。

1. 県内に住所を有する製材業を営む者
2. 県産木材の利用促進を図るための計画「利用促進計画」の認定を受けた者
要件 県産材の年間取扱量(駄)が1,000m³以上3,000m³未満であること
要件 5年後に消費量がおおむね2割以上拡大すること
要件 利用促進計画が適正に作成され、その達成が確実と認められること

【平成21年度からの拡充措置】

製材業に新規参入する者(年間取扱量(原木)100,000m³以上)で知事の特認を受けた者を融資対象として追加しています(融資上限額4億円、当初5年間に限る)。

詳細については、下記または管轄の農林(水産)振興事務所までお問い合わせください。

兵庫県農林水産部農林水産局林務課木材流通係

Tel.(078)341-7711(内線:4121,4122)